

令和 8 年 9 月

狛江市議会第 3 回定例会提出議案（2）

提 出 議 案

第

- 1 議案第40号 損害賠償の額の決定及び和解について

-3-

議案第 40 号

損害賠償の額の決定及び和解について

下記のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 相 手 方 | クリオ喜多見管理組合 理事長 |
| 2 | 損害賠償の額 | 3,945,700円 |
| 3 | 和 解 の 概 要 | 市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金3,945,700円を相手方指定の口座に支払う。
なお、本件損害賠償のほか、市及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。 |
| 4 | 事 由 | 令和8年7月22日午後10時頃、土屋塚古墳公園内の高木が根腐れにより倒木し、隣接マンションのベランダに損傷を与えたもの。 |

令和8年9月24日

提出者 粕江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、上記のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、議会の議決を求めるため。